

工 事 成 績 評 定 表

令和6年4月1日改訂

愛 知 県 企 業 庁

工事成績採点表 (完了・部分完了)

工事名		路線等の名称					工事場所					契約金額(最終)					契約番号															
請負者名		現場代理人			主任、監理技術者		工期					令和 年 月 日から令和 年 月 日					完了年月日		令和 年 月 日													
考査項目		専任監督員					主任監督員					総括監督員					検査員(部分完了)					検査員(完了)										
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名										
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																										
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																										
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0													+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15.0																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																										
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0													+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0													+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応																															
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																		+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点															
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点															
評定点計		点					○部分完了検査があった場合: ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2 ※但し、③(部分完了)が2回以上の場合は平均値 ○部分完了検査がなかった場合: ①×0.4+②×0.2+④×0.4																									
7. 法令遵守等 ※7							0.0 点																									
評定点合計 ※8		点					○評定点計 (点) + 7. 法令遵守等 (点) = 点																									
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※9										履行 不履行 対象外																				
所見 ※5		(専任監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					検査員(部分完了)					検査員(完了)										

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 4、5、6. は加点のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記載するものとする。
 ※6 各考査項目ごとの採点は、専任監督員、主任監督員、総括監督員は別紙の工事成績採点の各考査項目別運用表によるものとする。工事完了検査の評価に先立ち、専任、主任、総括監督員が記入する。ただし、250万円以上~8,000万円未満の採点は専任監督員の欄は専任監督員、主任監督員欄及び総括監督員の欄は主任監督員が記入する。
 ※7 法令遵守等の評価は減点評価のみとし、評価は総括監督員が行う。
 ※8 評定点計は、四捨五入により整数とする。
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
 ※10 総合評価技術提案不履行の場合、法令遵守等で減点する。

細目別評定点採点表

管理番号

考查項目	細 別	①専任監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員(指定部分完了)	⑤検査員(完了)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 - 3.2 = 点				8.1点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 - 3.3 = 点				8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来ばえ				() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 - 3.3 = 点				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			() × 0.2 + 3.2 = 点			5.2点	
7. 法令遵守等				() × 1.0 = 点				
評定合計							100.0	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認			履行 不履行 対象外				

- ※ 指定部分完了検査があった場合 (①+②+③+④×0.5+⑤×0.5) = 細目別評価点 (指定部分完了が2回以上の場合は④を平均する)
- ※ 指定部分完了検査がなかった場合 (①+②+③+⑤) = 細目別評価点
- ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
- ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

項目別評定点

管理番号

評価項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100点

別紙-2-1-1

〔記入方法〕該当する項目の□にシマークを記入する。

[記入方法] 該当する項目の□にシマークを記入する。		(専任監督員)					
審査項目	細別	評価	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	対象	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
			【評価対象項目】 1. 施工計画書を工事着手前に提出している。 2. 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 3. 品質証明に係る体制が有効に機能している。（※品質証明員の任命、品質マシントラックの導入などによる） 4. 元請が下請の作業成果を確認している。 5. 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 6. 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。（※事故・災害がなければ対象としない） 7. 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。（現場組織表で判断。現場作業所と本社間でも可） 8. 工場製作期間における技術者を適切に配置している。（※工場製作品があるものを対象） 9. 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法）を整えている。 10. 施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。 11. その他				
			理由： _____				
		計	0	0			
			評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				
II. 配置技術者 (現場代理人等)	評価	対象	a	b	c	d	e
			【評価対象項目】 【全体を評価する項目】 1. 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 2. 施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。 【現場代理人を評価する項目】 3. 現場代理人が、工事全体を把握している。 4. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 5. 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 6. 書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 7. 契約書、設計図書、摘要すべき諸基準を理解し、施工に反映している。 8. 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 9. 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 10. 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 11. その他				
			理由： _____				
		計	0	0			
			評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				

[トップへ](#)

別紙-2-2-1

(専任監督員)

考査項目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	評価 対象	評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
				<p>【評価対象項目】</p> <p>1. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっていてる。</p> <p>2. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p>3. 工事材料を、品質に影響が無いよう保管している。</p> <p>4. 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>5. 日常の品質管理を、設計図書・施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>6. 品質管理図表及び度数表が作成され、適切である。（※測定数が15点以上のときに評価対象とする。）</p> <p>7. 現場内の整理整頓を日常的に行っている。</p> <p>8. 使用材料の品質を証明する資料（品質証明書、写真等）を整理している。</p> <p>9. 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</p> <p>10. 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>11. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>12. 設計図書の照査や、現場との相違事実が有る場合の報告等を適切な時期に行っている。</p> <p>13. 工事記録の整備が適時、的確になされている。</p> <p>14. 施工プロセスのチェックリストで、施工管理について指示事項が無い。</p> <p>15. その他</p> <p>理由：理由：_____</p> <p>計 0 0</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>	施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		
	II. 工程管理	評価 対象	評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
				<p>【評価対象項目】</p> <p>1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した実施工程表を作成している。</p> <p>2. 実施工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p>3. 現場状況の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p>4. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>5. 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。（※取り組み・対策の有無を評価）</p> <p>6. 余裕をもって工期内完了が図られた。（※工期内に完了検査まで終了した場合に評価）</p> <p>7. 休日の確保を行っている。</p> <p>8. 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。（※急な夜間施工など）</p> <p>9. 履行報告が適切に行われている。</p> <p>10. 施工プロセスのチェックリストで、工程管理について指示事項がない。</p> <p>11. その他</p> <p>理由：理由：_____</p> <p>計 0 0</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>	工程管理に関して、監督員が文書による	工程管理に関して、監督員からの文書		

別紙-2-3-1

(専任監督員)

審査項目	細 別	評価 対象	評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である		
2. 施工状況	III. 安全対策		評価	[評価対象項目]					安全対策に関して、監督員が文書に	安全対策に関して、監督員からの文
				1. 災害防止協議会を1回/月以上行っている。 2. 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 3. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 4. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 5. 過積載防止に取り組んでいる。 6. 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 7. 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 8. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 9. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 10. 高所作業、墜落防止、落下物の危険防止、第2種酸欠防止、感電防止、機器等の転倒防止等の対策を立案し、施工に反映している。 11. 施工プロセスのチェックリストで、安全対策について指示事項が無い。 12. その他 理由：理由：						
			計	0	0					
				評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a	評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b	評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c	評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・ d			
	IV. 対外関係		評価	[評価対象項目]					対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				1. 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 2. 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 3. 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 4. 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 5. 工事の目的及び内容を、看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 (※設置基準における標示板以外のものを設置しているか) 6. 対外的な申請等の書類が適切に処理されていて不足が無い。 7. 施工プロセスのチェックリストで、対外関係について指示事項が無い。 8. その他 理由：理由：						
			計	0	0					
				評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a	評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b	評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c	評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・ d			

トップへ

調査項目	種別	評価対象	評価	a	b	c	d	e			
				出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	やや不備である	不備である			
3. 出来形及び出来ばえ	I. 一般工事出来形			[評価対象項目]					出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条第2項に基づき、監督員が改造請求を行った。	
				1. 建築物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。							
				2. 出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表）が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。							
				3. 出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。							
				4. 出来形管理図表が作成され適切であることが確認できる。 （※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。）							
				5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。							
				6. 写真管理基準の管理項目を満足している。							
				7. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 （※施工計画書にて社内管理規程が明記されているか）							
				8. 出来形管理基準が定められていない工程について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。							
				9. その他	理由： _____						
		0	0	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 							

検査項目	種別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				適切である	ほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形の測定方法または測定値	契約書第18条第2項に
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事			「評価対象項目」 1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6. 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7. 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8. 社内の管理基準に基づき管理している。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されているか) 9. 設計図書に定められている予備品に不足がない。 10. 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11. その他 理由: _____ 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%～90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d			値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	基づき、監督員が改造請求を行った。
			0 0					
		電気設備工事 通信・弱電・ その他類似工事						
	0 0							

別紙-2-5-1

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目		a		b		c		d		e	
3. 出欠形 及び出来 ばえ	II. 品質	工 種 コンクリート 構造物工事	評 価 対 象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び 規格値を満足しa及びbに該当しない。		品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を 行った。		契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。	
				1. コンクリートの配合試験及び試験繰り返しを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、7d引骨材反応抑制等）が確認できる。 （※セマクを取得していない工場で製造されたコンクリートや、セマク取得工場であってもJIS A5308以外の デイムクコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが 確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5. 型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が 適切である。 6. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 7. コンクリートの打設前、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 8. 鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。 9. コンクリート打設まで、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 10. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。 （※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか 等。） 11. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 12. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われている事が確認できる。（日数、方法等） 13. スレータの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14. セーラー部の処理が適切に実施されている。 15. クラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては 専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。 16. その他 理由：		評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d					
土工事 (切土・ 盛土・ 築堤等工事)		評 価 対 象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準 及び 規格値を満足しa及びbに該当しない。		品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を 行った。		契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。		
			1. 施工に先立ち適切に丁張を設置し、また施工中にも適宜点検し精度の向上及び変状の発見に努めている。 2. 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。（作業終了・中断時含む。） 3. 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 4. 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 5. 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 6. 一層当たりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 7. 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8. 構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 9. 土羽土の土質が適正な土質で行っていることが確認できる。 10. 品質管理に必要な各種試験を行い、適切な施工がされていることが確認できる。 11. 法面に有害な亀裂が無い。クラックや損傷部がない。 12. 伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 13. その他 理由：		評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d						

別紙-2-5-2

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価 基準	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(3) 補強土壁工事	評価 基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目]		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質		評価 基準	1. 盛土材料の土質が適正である。 2. 盛土の締めを適切な条件（人力・機械・巻き出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。 3. ネット製品・材料等の品質が、工場管理資料等の品質証明資料により適切であると確認できる。 4. 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 5. 盛土の締め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 6. その他 理由： _____				
		0 0	評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				
取壊し工事	(4)	評価 基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目]		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		評価 基準	1. 分別、資源化を適切に実施している。 2. 施工計画に定められた計画により管理されている。 3. 廃棄物の処理が適切である。 4. 請負者の管理記録が整備されている。 5. 不可視部分の写真記録が適正である。 6. その他 理由： _____				
		0 0	評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				

別紙-2-5-3

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価 基準	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来 ばえ	(5) 二次製品 構造物工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 評価対象項目】		品質が測定項目、測定基準及び 規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を	契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。
II. 品質			<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規格証明書が整備されている。 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 土留め、カギ等外等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 敷設が適切に施工されている。 <p>【擁壁類（補強土擁壁は除く）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。 端部における地山とのすりつけが適切である。 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。 コンクリート擁壁の施工にあたり、コンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。 その他 <p>理由： 【用排水路・その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 呑口、吐口、集水槽等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目地からの漏水も見られない。 継目部の目地モルタル・パッキン等が適切に施工されている。 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 その他 <p>理由：</p>				
		0 0	評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d				

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価 基準	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(6) 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 【評価対象項目】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			<p>【工場製作関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 孔開けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 表地調整を行う場合、第1種加工後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 検査路、落橋防止装置、配水管等の付属物のめっき、防食、塗装が適切であることが確認できる。 その他 <p>理由：_____</p> <p>【架設関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> クレーン、ベントなどの設置位置における地盤支持力を確認している。 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ボルトのナットを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 支承の据付で、コンクリート面の「カビング」と、仕上げ面の水切勾配がついていることが確認できる。 各座の材料・施工が適切である。(無収縮セメントを使用、打設前に座面を湿润状態にし、また確実に充填されるよう注意している。) 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 (※架設計画書等による確認) 現場塗装部の外及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 その他 <p>理由：_____</p>				
			<p>0 0</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p>				

別紙-2-5-5

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価 項目 番号	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(7) 塗装工事	06	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目]		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			1. 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2. クレートを入念に実施していることが確認できる。 3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。 4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8. 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10. その他 理由：				
		0	評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a				
		0	評価値が80%以上90%未満・・・・ b				
			評価値が60%以上80%未満・・・・ c				
			評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				

別紙-2-5-7

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価 項目 別 点	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(10) 砂防構造物工事及び地すべり防止工事	0	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質	(集水井戸工事を含む)		<p>【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリートの配合試験及び試験繰り返しを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、7%骨材反応抑制等）が確認できる。 （※錫マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、@マーク取得工場であってもJIS A5308以外のハイミクスコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、凝固時のパワレタの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む） 5. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 6. 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 7. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 8. 地山との取り合わせが適切に行われている。 9. 鉄筋または鋼材の規格が証明書類で確認できる。 10. アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 11. ボールの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 12. ボールの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 13. クラックが無い。クラックがある場合でもあっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。 <p>【砂防構造物工事に適用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 14. 施工基面が平滑に仕上げられている。 15. コンクリートを打ち込む基礎岩盤および水平打継目のコンクリートは、吸水させ湿潤状態にし、モルタルを塗りこむように敷設している。 16. コンクリート打設方法が適切である。（打込み高さ・一層厚さ・締固め・1リットル高さ・打継ぎ日処理・養生 等） 17. 工場製作部分について、原寸、工作、溶接に関する事項が適切に記録されている。 18. 鋼製部材の現場塗装において、時期・素地調整・塗装方法・塗膜状況が適切であることが確認できる。 19. 標板、銘板が適切にとりつけられている。 20. その他 理由: <p>【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 21. アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 22. ライトプレートを組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 23. ライトプレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 24. 集・排水ボーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。 25. 抑止杭工について、排出土および掘削時間等から、地質の状況が記録され、基岩又は固定地盤面の深度が確認できる。 26. その他 理由: <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p>				

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価 項目 番号	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来 ばえ	(12) 舗装工事 (改良系)		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			<p>【評価対象項目】</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p>1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。</p> <p>2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p>3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p>4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合わらが無く均一であることが確認できる。</p> <p>5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。</p> <p>7. 路床・路盤工のブルーリングを行い、ローマカがないことが確認できる。</p> <p>8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。</p> <p>9. その他 理由：_____</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>10. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。)</p> <p>11. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>12. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>13. 舗設後、交通開放を適切に行っている。</p> <p>14. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。</p> <p>15. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。</p> <p>16. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。</p> <p>17. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。</p> <p>18. プライムコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側に塗布されていることが確認できる。</p> <p>19. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。</p> <p>20. 基礎密度等の管理がされており品質の確認ができる。</p> <p>21. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。</p> <p>22. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。</p> <p>23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。</p> <p>24. 切開後の路面管理が舗設まで適切に管理された。</p> <p>25. その他 理由：_____</p> <p>【コンクリート舗装工関係】</p> <p>26. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 (※@マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、@マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミクスコンクリートを用いる場合に評価対象とする。)</p> <p>27. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>28. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スラック、空気量等が確認できる。</p> <p>29. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>30. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。</p> <p>31. 材料が分離しないようコンクリートを敷き均している。</p> <p>32. 材が、列ハ等の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>33. 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。</p> <p>34. その他 理由：_____</p> <p>【共通】</p> <p>35. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d</p>				
		0					

別紙-2-5-11

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価 項目 番号	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来 ばえ	(14) 法面工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			<p>【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <p>1. 施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>2. 設計図面に示されている法勾配で適切に施工されている。</p> <p>3. 施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。</p> <p>4. 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>5. 吹付け技能工（バドゥン・ガソウ）の技量が適切であることが確認できる。</p> <p>6. 法面の変状を常に監視し、施工している。</p> <p>【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】</p> <p>7. 土壌試験を実施し、施工に反映している。</p> <p>8. 初等の重ね幅が10cm以上確保されている。</p> <p>9. 吹付け厚さが均等である。</p> <p>10. 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。</p> <p>11. 法面端部付近にカタリングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。</p> <p>12. 基材の配合が適切であることが確認できる。</p> <p>13. 吹付完了後、保護養生が行われている。（養生材吹付、散水養生 等）</p> <p>14. その他 理由:</p> <p>【コンクリート、又はモルタル吹付工関係】</p> <p>15. 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。</p> <p>16. 鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。</p> <p>17. 吹付け厚さが均等である。</p> <p>18. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>19. 跳ね返り材料が適切に処理されている。</p> <p>20. 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。</p> <p>21. 法面端部付近にカタリングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。</p> <p>22. 水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。</p> <p>23. その他 理由:</p> <p>【打抜き工関係（現場打・プレキャスト・現場吹付等）】</p> <p>24. アンカが適切に施工されていることが確認できる。（長さ、定着等）</p> <p>25. 配筋状況が適切である。</p> <p>26. 打継ぎ目の施工が適切である。（打継ぎ目は水洗いやセメントペーストにより付着性の向上を図っている。）</p> <p>27. 現場養生が適切に行われている。</p> <p>28. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>29. アンカと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。</p> <p>30. 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。</p> <p>31. 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。</p> <p>32. 層間にはく離がないことが確認できる。</p> <p>33. 跳ね返り材料が適切に処理されている。</p> <p>34. その他 理由:</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d</p>				
		0 0					

別紙-2-5-12

記入方法 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(15) 土工		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			<p>【評価対象項目】</p> <p>1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※適マを取得していない工場で製造されたコンクリートや、@マ取得工場であってもJIS A5308以外のレディミクスコンクリートを用いる場合に評価対象とする。）</p> <p>2. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>4. コンクリート打設について、施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法等を行っている。</p> <p>5. 鉄筋又は鋼材の規格が証明書類で確認できる。</p> <p>6. コンクリート打設までの鉄筋、鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>7. 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。</p> <p>8. 鉄網の継ぎ目を15cm（一日）以上重ね合わせていることが確認できる。</p> <p>9. 吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。</p> <p>10. 吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。</p> <p>11. 吹付コンクリートの配合及びロック材の種別・規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>12. ロック材挿入前に粉除去の清掃がなされている。</p> <p>13. ロック材の地山との定着方法が適切である。</p> <p>14. 吹付工において、稠度状況、打設方法が適切である。</p> <p>15. 防水工に防水シートを使用する場合は、ロック材等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。</p> <p>16. 縦工コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上にないことが確認できる。</p> <p>17. 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上にないことが確認できる。</p> <p>18. 常に切羽及び地表面の状況を確認して施工していることが確認できる。</p> <p>19. 裏込め注入の施工時期・方法が適切で、状況がデータで確認できる。</p> <p>20. その他 理由：_____</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>				
		0 0					

検査項目		工種	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(18) 区画線	標識・区画線 設置工事・ 防護柵(柵)	評 価 値	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
				【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕				
II. 品質				1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2. 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 3. 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。 5. 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6. 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. オートケブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 8. オートケブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9. ペイント式(常温式)区画線に使用するシラーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 10. 区画線の厚きが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11. 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 12. 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 13. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 14. 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15. その他 理由： _____ 評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d				
			0	0				

				a		b		c		d		e (専任監督員)	
検査項目	工種	評価 項目	評価 基準	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 〔評価対象項目〕				品質が測定項目、測定基準 及び 規格値を満足しa及びbに該当しない。		品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を 行った。		契約書第18条に基づき、 監督員が改造請求を行った。	
3. 出来形 及び出来 ばえ	(19) 液漥・覆砂 工事			1. 着手前の測定の記録・保存が適正である。 2. 施工前、施工中の水象・気象の資料が整備されている。 3. 土砂量の検取・計測が的確に行われている。 4. 機械の選定及び組み合わせが適切である。 5. 周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。 6. 液漥高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。 7. 覆砂の品質資料が適切に整理されている。 8. その他									
II. 品質				理由： _____									
				評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d									

検査項目		工種	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(21) 基礎工事 (地盤改良等を含む)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
				【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕				
II. 品質				【抗関係 (コックリト・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】				
				1. 杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。 2. 杭の連継・保管状態が適切で、損傷および補修跡がないことが確認できる。 3. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。 4. 配筋、ベーチの配置及びコックリト打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. ライトプレート組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 6. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。 7. 溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. 場所打杭について、トレンチ管をコックリト内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。 9. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 10. 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 11. 3/4mの除去を確実にしていることが確認できる。 12. 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 13. 杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。 14. 強度確認、セメントの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 15. 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 16. 17. その他 理由： _____				
				【地盤改良関係 (サンド・砕石・レーン、ベーチ・レーン、サンドコンパクションパイル、ロッドコンパクション等含む)】				
				18. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。 19. 改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の使用を満足していることが確認できる。 20. 改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 21. 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。 22. 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 23. 施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。 24. 施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。 25. 改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。 26. 控工の施工上の注意事項（仕様書による）が守られている。 27. その他 理由： _____				
				評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d				
				0	0			

検査項目	工 種	計 測 数	評 価	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来 ばえ	(22) 仮設工工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕		品質が測定項目、測定基準 及び 規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は 判定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を 行った。	契約書第19条に基づき、 監督員が改造請求を行った。
II 品質				1. 使用材料の品質確認資料が整理されている。 2. 運搬・保管状態が適切で、使用材料のそり・ゆがみ・傷等がない。 3. 組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 4. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。 5. 継杭・継矢板における溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが 確認できる。 6. 復冠しの設置状況が適切である。 (施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持し、また矢板と十分密着させている。) 7. 控え板・クワッドの取り付け状況が適切である。 8. 周辺環境 (騒音・振動・地盤変動等) に配慮した施工方法で実施している。 9. 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 10. 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 11. その他 理由： _____ 評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d				
		0	0					

検査項目	工種	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(23) 下水道工事	評価	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第19条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			<p>【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <p>1. マネー用品の規格・品質がロットで確認できる。</p> <p>2. 管渠の規格・品質がロットで確認できる。</p> <p>3. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミキストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。）</p> <p>4. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スラック・空気量等が確認できる。</p> <p>5. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>6. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、縮固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）</p> <p>7. 施工基盤面が良好であることが確認できる。</p> <p>8. 管渠の接合状態が良好であることが確認できる。</p> <p>【開削工】</p> <p>9. 締めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。</p> <p>10. 埋め戻し材料の品質が確認できる。</p> <p>11. アスファルト混合物の温度管理が、アスファルト出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>12. その他 理由： _____</p> <p>【推進工】</p> <p>13. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。</p> <p>14. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。</p> <p>15. 推進作業等がデータで確認できる。</p> <p>16. 裏込めの注入状況が確認できる。</p> <p>17. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。</p> <p>18. その他 理由： _____</p> <p>【シート工】</p> <p>19. シートの規格・品質がロットで確認できる。</p> <p>20. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。</p> <p>21. 二次コンクリート打設前にあたり、作業員の技量確認を行っている。</p> <p>22. 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。</p> <p>23. シート推進作業等がデータで確認できる。</p> <p>24. 裏込め注入状況がデータで確認できる。</p> <p>25. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。</p> <p>26. その他 理由： _____</p>				
			0	0			
			該当項目が90%以上a			
			該当項目が80%～90%未満b			
			該当項目が60%～80%未満c			
			該当項目が60%未満d			

検査項目	工種	評価 基準	評価 結果	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(24) 電線共同溝工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第19条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II 品質				1. 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2. 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 3. アウト出荷時、現場到着時、鋪設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 4. 特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 5. 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6. 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8. 管枕及び埋設シートの設置及び土盛りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9. 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 10. その他 理由： _____				
			0 0	評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d				

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(25) 維持工事 (清掃工、付属物工、除雪、応急処理等)			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。</p> <p>2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>4. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p>5. 理由： _____</p> <p>6. 理由： _____</p> <p>7. 理由： _____</p> <p>8. 理由： _____</p> <p>●判断基準 該当項目が5項目以上・・・a 該当項目が3項目以上・・・b 該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
(26)	修繕工事 (橋関補強、耐震補強、落橋防止等)			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>4. 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕計画等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。</p> <p>5. 理由： _____</p> <p>6. 理由： _____</p> <p>7. 理由： _____</p> <p>8. 理由： _____</p> <p>●判断基準 該当項目が5項目以上・・・a 該当項目が3項目以上・・・b 該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				[評価対象項目] 1. 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 2. 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4. 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 5. 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6. 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8. 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9. 電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10. 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 11. 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 12. 二次コンクリートの配合試験及び試験値を実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 13. パネル類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 14. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 15. 回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。 16. 構造物劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 17. 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 18. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 19. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 20. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。 21. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。 22. 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 23. その他 理由： _____ 評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d				
			0 0					

検査項目	工 種	非 注 別 表	評 価	a			b			c			d			e		
				適切である			ほぼ適切である			他の評価に該当しない			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が修補指示を行い			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 (照明設備・変電設備・その他類似工事含む)			[評価対象項目]														
				1. 製作着手前に、品質や性能の確保にかかる技術検討が実施していることが確認できる。 2. 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書（視物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 5. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 6. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 7. 操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 8. ケブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 9. 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が 11. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12. 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 13. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 14. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が用意に判別できる。 15. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 16. その他 理由： 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d														
II. 品質				[評価対象項目]														
				1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥が無く満足している。 4. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（視物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6. ケブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 7. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 8. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 9. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 10. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 11. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 12. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が用意に判別できる。 13. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 14. その他 理由： 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d														
(29)	通信・弱電・その他類似工事			[評価対象項目]														
				1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥が無く満足している。 4. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（視物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6. ケブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 7. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 8. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 9. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 10. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 11. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 12. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が用意に判別できる。 13. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 14. その他 理由： 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d														

検査項目	工種	評価 基準	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(30) 上記以外の工事又は合併工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 【評価対象項目】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は判定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第19条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			1.理由： 2.理由： 3.理由： 4.理由： 5.理由：				
		0 0	評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				
			※ 主たる工種の検査事項で検査し、最大検査項目は5項目とする。				